

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：浜本電気工事株式会社
業者の住所：広島県広島市南区東雲本町2-7-26
- 2 指名停止措置期間：令和6年10月30日から令和6年11月29日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲
中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- 4 事実概要
浜本電気工事株式会社は、広島市発注工事の専任が求められる主任技術者を国（広島刑務所）発注工事の主任技術者として令和4年8月1日から令和5年3月20日まで重複させていたことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、広島県知事から指示処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内